

排水設備等確認申請フロー図

確認申請チェックリスト

| ① | 内 容 | 適否 |
|----|--|------------|
| 1 | 排水設備確認申請書（様式1号）正、副各1部 | |
| 2 | 排水設備又は除外施設工事調書（様式2号） | |
| 3 | 施行場所を表示した見取り図 | |
| | 次の事項を記載した縮尺200分の1以上の平面図及び縦断図 | |
| ア | 道路、境界、建物、排水施設の位置。 | |
| イ | 排水器具の位置、器具からの排水管（枝管）の内径、延長、種類。 小便器、手洗い、洗面器接続管 内径40mm以上 浴場、炊事場接続管 内径50mm以上 大便器接続管 内径75mm以上 | |
| ウ | 排水管の内径、延長、勾配、種類。 150人未満 内径100mm以上 150人以上300人未満 内径150mm以上 300人以上 内径200mm以上 | 勾配100分の2以上 |
| エ | ますの位置における流入及び流出管渠の土被り並びに管底高さ。 | |
| オ | ますの口径、深さ、種類。ますが道路内の場合、ますに保護鉄蓋（防護ハット型）を使用 | |
| カ | ます間の距離は内径の120倍以内か。 | |
| キ | 排水設備に接続する公共ます等の天端高さを基準とした排水ます及び付帯設備の地表高さ。 | |
| ク | 雨水管が接続されていないか。 | |
| ケ | 屋外の洗い場が接続されていないか。（洗濯機がある場合は、洗濯機の排水のみ接続） | |
| コ | ポンプ施設及び付帯施設の位置。 | |
| サ | 申請地内に使用者を異なるものがあるときには、その相互の境。 | |
| シ | その他、汚水の排除の状況を明らかにするために必要な事項。 | |
| 5 | ポンプ施設及び付帯設備（沈砂設備及び油脂遮断装置に限る）を設けるときには、その構造、能力、形状、寸法を表示したもの。 | |
| 6 | 他人の排水設備等を使用するときはその使用者の同意書。 | |
| 7 | 除害施設の新設等をおこなうときには、除外施設の新設等及び維持管理に係る計画書、その他町長が必要と認める書類。 | |
| 8 | 申請者・会社の押印はあるか。 | |
| 9 | 使用水源は明示されているか。 | |
| 10 | | |

排水設備等確認通知書 チェックリスト

| | | |
|---|--|--|
| ② | 1 排水設備等確認通知書（副本）の確認済印の欄に（様式3号）の印を押印し送付 | |
| | 2 左記下の説明 | |

工 事 開 始

工 事 完 了

5
日
以
内

| | |
|-------|---|
| 申請者 ⑤ | ③排水設備等工事完了届（様式4）位置図、竣工図（実測朱書）、写真（着工、竣工、施工、漏水試験） |
| | ④使用開始届（様式7）日付抜き 住宅地図添付 |

提出

| | |
|-----|------------------|
| 町 ③ | ③排水設備等工事完了届（様式4） |
| | ④使用開始届（様式7）受理 |

施工業者に検査月日連絡

| | |
|-----|--------------|
| 町 ④ | 完 了 檢 査 |
| | ⑤検査済証発行（シール） |

排水設備等完了届 チェックリスト

| ③ | 内 容 | 適否 |
|---|--|----|
| 1 | ③完了届に位置図、竣工図（実測朱書き）、工事写真（着工・竣工・施工・漏水試験の写真）の添付。 | |
| 2 | ④使用開始届（日付抜き）の使用水源及び使用区分の明記（水道水以外は認定となる。） | |
| 3 | 使用開始届に住宅地図が添付されているか。 | |

完了検査 チェックリスト

| 検査項目 | 内 容 | 適否 |
|-------------|--|----|
| 1. 流入管及び排水管 | 管の口径は図面と一致しているか。 管に汚水の停滞はないか。 逆勾配になっていないか。 露出管の場合、変形、破損のおそれはないか又、管を防護しているか。 トラップは付いているか又、二重となっていないか。 | |
| 2. 誤接合の有無 | 生活排水が全て接続されているか。 雨水が流入していないか。 屋外の洗い場が接続されていないか。（洗濯機ある場合、排水のみ接続） | |
| 3. ます・蓋の状況 | 密閉防臭蓋となっているか。 蓋の受け枠は接着されているか。 ますが道路内の場合、防護鉄蓋（8t）が施工されているか。 屈曲点及び合流点にますは設置されているか。 ます間の距離は、口径の120倍以内になっているか。 | |
| 4. 使用水量認定 | 井戸水 世帯数 人 × 4m ³ = m ³ 水道水併用 浴槽 4m ³ 便器 4m ³ 洗濯 3m ³ 台所 1m ³ その他 m ³ 認定水量 = m ³ | |

認 定
水 量
の
場
合

| | |
|-----|-----------------------|
| 町 ⑤ | ⑥使用水量認定 ⑦使用水量認定書発行 |
| | 送付 |

| | |
|-------|----------|
| 申請者 ⑥ | ⑦使用水量認定書 |
| | 送付 |

| | |
|-----|------------------------------|
| 町 ⑦ | ④使用開始届（コピー） ⑦使用水量認定書（コピー） |
| | 送付 |

水道企業団
使用料徴収開始
最初の下水使用料は使用開始した日以降の
検針日から次の月の検針日とする。